



DeCurret

2021年4月20日
株式会社ディーカレット

NEWSLETTER

DeCurret（ディーカレット） 1名送客で月間最大20万円！送客数上限無し！
暗号資産取引所^{※1}向け継続報酬型紹介プログラムを開始

株式会社ディーカレット（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：時田一広、以下：当社）は、「取引所向け継続報酬型紹介プログラム」を開始したことをお知らせいたします。



本プログラムでは、ご紹介者様のサイトを通じてお客様が口座を開設し、現物取引（取引所）サービスを利用された場合、お客様1名あたりの月間取引高に応じて、当社収益の最大25%、最大20万円^{※2}の報酬をご紹介者様に還元いたします。なお、送客人数に制限はございません。

※1：暗号資産現物取引の取引所サービス (<https://www.decurret.com/exchange/>)

※2：報酬レート、報酬上限は報酬ステージによって変動いたします



DeCurret

■「取引所向け継続報酬型紹介プログラム」概要

・報酬テーブル

報酬ステージ	被紹介者（お客様1名あたり）の 月間取引高	報酬レート	月間報酬上限
ステージ1	¥0 ～ ¥500,000,000	25%	¥100,000
ステージ2	¥500,000,001 ～ ¥1,000,000,000	20%	¥150,000
ステージ3	¥1,000,000,001 ～	15%	¥200,000

・報酬額算出式

月間取引高 × (Taker 手数料率 + Maker 手数料率) × ステージ毎の報酬レート ≤ 報酬ステージ毎の最大報酬額

※ 当社取引手数料 Taker : 0.23% Maker : -0.03% (2021年4月20日時点)

詳しくは手数料ページ (<https://www.decurret.com/fees/>) でご確認ください。

※ 報酬レートはステージ毎に設定されています。各ステージでの上限報酬額に達した場合、次のステージにあがるまで報酬額は増えません。

【月間想定報酬額の例】

(1) 送客した100名のお客様が、それぞれ1ヶ月に1,000万円分の取引を行った場合
月間報酬額：50万円 (5,000円 × 100名)

算出式：1,000万円 (取引高) × 0.2% (当社取引手数料率) × 25% (ステージ1のレート)

(2) 送客した5名のお客様が、それぞれ1ヶ月に10億円分の取引を行った場合
月間報酬額：75万円 (15万円 × 5名)

算出式：10億円 (取引高) × 0.2% (当社取引手数料率) × 20% (ステージ2のレート) > 15万円 (月間報酬上限)

※ 報酬は被紹介者がTakerとなる取引をした場合に発生いたします。被紹介者がMakerとなる取引の場合は、手数料が発生しないため報酬も発生いたしません。

※ 2021年4月20日時点の当社取引手数料率 (TakerおよびMaker手数料率) をネットし算出した例になります。キャンペーン等でTaker/Maker手数料率に変更される場合は、報酬算定に用いられる手数料率もあわせて変動いたします。

■プログラムの詳細・お問い合わせ

以下より概要をご確認のうえ、ご案内に従ってお問い合わせください

<https://www.decurret.com/exchange/affiliate-program/>

※プログラムの参加には所定のガイドラインを順守いただく必要があります。詳しくはお問い合わせ時にご案内いたします。



DeCurret

■会社概要

企業名 : 株式会社ディーカレット

URL : <https://www.decurret.com/>

所在地 : 東京都千代田区富士見 2-10-2

代表者 : 代表取締役社長 時田 一広

事業内容 : デジタル通貨の取引・決済を担う金融サービス事業

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00016 号

認定資金決済事業者協会 : 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

■暗号資産取引に係る主なリスク等

・暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。当社の取扱う暗号資産は、インターネット上で取引や発行が行われる「分散型暗号資産」であり、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されていません。

・暗号資産は、国・地域における法令その他の規制により、当該国・地域において利用又は保有が制限される場合があります。

・暗号資産取引では、取引価格の変動により、暗号資産の価値が著しく減少する可能性や損失が生じる可能性があります。

・暗号資産取引は、暗号資産を売買する際の売買価格差があり、相場急変時や流動性の低下時等は、売買価格差が広がることや、注文受付を中断する等により、意図した取引ができない可能性があります。

・暗号資産における移転の仕組みの破たんその他を理由に、暗号資産の価値自体が無価値となる可能性があります。

・倒産その他の事由により当社の事業継続に支障が出た場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができなくなる可能性があります。

・秘密鍵を紛失した場合、保有する暗号資産を利用することができなくなり、その価値を失う可能性があります。また、秘密鍵を第三者に知られた場合には、お客様に不測の損失が生じる可能性があります。

・暗号資産は、対価の弁済を受ける取引相手の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用することができます。

・暗号資産取引に際しては「契約締結前交付書面」や「取扱暗号資産の概要説明書」等をあらかじめよくお読みいただき、内容を十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。ご不明な点がある場合には、必ずお取引開始前にご確認ください。

・注文発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際に約定した価格との間に差が生じる場合があります。お客様ご利用の端末と当社取引システムとの間の通信及び、相場の急変等でお客様の注文を受け付けた後の当社取引システムにおける約定処理に時間を要することで発生し、お客様にとって有利又は不利に働く場合があります。

・災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他当社の管理し得ない事情により、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。



DeCurret

・当社において各商品・サービスごとに所定の手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、<https://www.decurret.com/fees/> をご参照ください。

・「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産を指しますが、当社では一部で「仮想通貨」又は「暗号資産（仮想通貨）」と表記させていただく場合があります。

※本ニュースレターに記載されている社名、製品名などは、各社の登録商標または商標です。